

第3期科学技術基本計画下における評価専門調査会の活動について(案)

平成18年4月24日
総合科学技術会議
評価専門調査会

平成13年1月の総合科学技術会議の設置以降、評価専門調査会においては、競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分に向けて、同会議が自ら実施する国家的に重要な研究開発の評価に係る調査・検討のほか、国の研究開発評価に関するルール(国の研究開発評価に関する大綱的指針)の検討など、我が国研究開発評価の活動全般に係る取組を行ってきた。その結果、第2期科学技術基本計画までに我が国の研究開発評価に対する取組が定着するとともに、評価システムの改革が進展してきたところである。

今般新たに策定された第3期科学技術基本計画下においても、同計画を踏まえ、従前の取組を一層強化し、次のとおり取り組むこととする。

- 1 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価
 - 総合科学技術会議が自ら実施する、大規模研究開発(国費総額300億円以上)の評価について、平成17年10月総合科学技術会議決定に基づき、従来の事前評価に加え、平成18年度から新たに実施することとした中間評価、事後評価等の実施に着実に取り組む。
また、総合科学技術会議が指定する研究開発の評価についても、今後一層機動的に対応していく。
 - 第3期科学技術基本計画の下での分野別推進戦略において精選された国家基幹技術の評価を的確に実施する。
- 2 評価システムの改革の推進
 - 第3期科学技術基本計画「第3章 科学技術システム改革」において明示された、「評価システムの改革」について、同計画及び大綱的指針等を受けて各府省及び研究開発機関等が行う評価に係る取組の実施状況を把握するとともに、取組の内容や効果等について調査・検討等を行う。
 - 調査・検討結果の各府省等への提示などにより、研究開発評価の現場における評価システム改革への取組を促進する。

- 以上の取組等を踏まえ、我が国の評価システムの一層の発展を図る観点から、大綱的指針の見直しの要否を検討し、必要があれば見直しを行う。
- また、総合科学技術会議が自ら実施する国家的に重要な研究開発の評価方法等の改善を図る。

(参考)

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な
研究開発の評価について

平成17年10月18日
総合科学技術会議

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

新規の研究開発(事前評価)

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

継続中の研究開発(中間評価)

の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

終了した研究開発(事後評価及び追跡評価)

の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(2) 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの(倫理、安全性、期待、画期性等)
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

3．評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

4．その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。